



第63期 定時株主総会 招集ご通知

2024年3月1日から2025年2月28日まで

開催情報

日時：2025年5月22日（木曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：静岡県浜松市中央区板屋町110番地17
ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来のくらしを創造する



マックスバリュ東海株式会社

証券コード：8198



議決権行使が簡単に！スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。
「スマート行使[®]」対応

証券コード 8198

2025年5月2日

株主の皆さんへ

静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地1

マックスバリュ東海株式会社

代表取締役社長

作道政昭

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.mv-tokai.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスの上、メニューより「IR資料室」「招集通知」「一覧」を順にご選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8198/teiji/>



なお、当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年5月21日（水曜日）午後6時までに議決権行使いただきたいお願ひ申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年5月22日（木曜日）午前10時

2. 場 所 静岡県浜松市中央区板屋町110番地17

ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎本株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。

◎本株主総会終了後、本株主総会の動画配信を実施いたします。詳細は本招集ご通知とあわせてお送りする案内状にてご案内しております。

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合

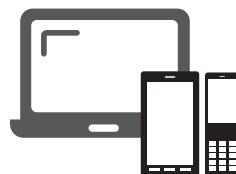


議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月21日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

■書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否に対する表示がない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

C

インターネットによる議決権の行使の場合



4ページをご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2025年5月21日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効とします。

目 次

招集ご通知 1

株主総会参考書類 5

事業報告 15

連結計算書類

連結貸借対照表 39

連結損益計算書 40

連結株主資本等変動計算書 41

計算書類

貸借対照表 42

損益計算書 43

株主資本等変動計算書 44

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 45

会計監査人の監査報告 48

監査役会の監査報告 51

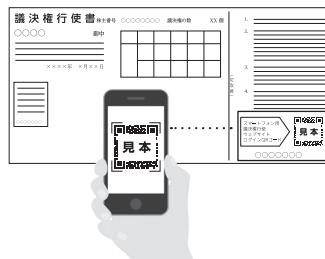
ご出席の株主さまへの
お土産のご用意はございません

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

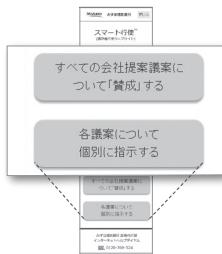
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

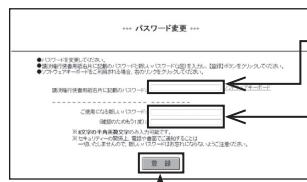
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては社外取締役3名を含む7名の選任をお願いいたしました存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当（※1）	第63期の取締役会への出席状況（※2、3）
1	作道政昭	代表取締役社長 兼 執行役員	再任 18回／18回
2	二上芳彦	取締役 兼 執行役員 人事総務本部長	再任 18回／18回
3	斎藤論	取締役 兼 執行役員 商品本部長	再任 18回／18回
4	久保田義彦	取締役 兼 執行役員 営業本部長	再任 14回／14回
5	矢部謙介	社外取締役	再任 社外・独立 18回／18回
6	梶本丈喜	社外取締役	再任 社外・独立 18回／18回
7	足羽由美子	社外取締役	再任 社外・独立 18回／18回

※1 上記の取締役候補者の地位及び担当は、2025年5月2日現在のものです。

〔社外〕…社外取締役候補者 〔独立〕…東京証券取引所に届出予定の独立役員候補者

※2 久保田義彦氏の取締役会への出席状況については、2024年5月23日の取締役就任後に開催された取締役会を対象としております。

※3 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

1 つくりみち まさあき
作道 政昭

再任

生年月日	1969年6月27日	所有する当社の株式数	15,213株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1992年3月 北陸ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2013年3月 マックスバリュ中部株式会社（現 当社）第2営業部長 2014年3月 同社営業本部第3・第4営業部長 2014年9月 同社営業本部副本部長兼業務改革担当 2015年3月 同社商品本部長 2015年5月 同社取締役兼執行役員 2017年9月 同社マックスバリュ事業本部長 2019年9月 当社取締役 2019年9月 当社執行役員 2019年9月 当社商品本部長 2022年5月 当社代表取締役社長（現） 2022年5月 当社社長執行役員（現）</p>		
取締役候補者の選任理由	作道政昭氏はこれまでの豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮し、代表取締役社長として重要事項の決定責任を果たしていること及び取締役会議長として取締役会の運営に適切な役割を果たしていることから、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

2 に かみ よしひこ
二上 芳彦

再任

生年月日	1968年7月29日	所有する当社の株式数	4,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1992年3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2008年5月 同社B S業務部マネージャー 2009年8月 イオンアイビス株式会社B S業務部マネージャー 2011年9月 イオン株式会社グループ人事部新人事システム構築プロジェクトリーダー 2016年4月 イオンアイビス株式会社B S業務部長 2020年3月 当社執行役員（現） 2020年3月 当社人事総務本部長（現） 2020年5月 当社取締役（現）</p>		
取締役候補者の選任理由	二上芳彦氏は人事、総務部門の部門責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

3 さいとう
齋藤 論

再任

生年月日	1975年1月6日	所有する当社の株式数	2,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年4月 株式会社ハックキミサワ（現ウエルシア薬局株式会社）入社 2013年6月 当社商品統括本部コーディネーター部長 2016年3月 当社マーケティング室長 2019年9月 当社経営管理副本部長 2022年3月 当社執行役員（現） 2022年3月 当社経営管理本部長 2022年5月 当社取締役（現） 2024年3月 当社店舗開発本部長 2025年3月 当社商品本部長（現）		
取締役候補者の選任理由	齋藤論氏は商品政策、経営管理の部門責任者を務め、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

4 くぼた よしひこ
久保田 義彦

再任

生年月日	1966年3月3日	所有する当社の株式数	7,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年11月 当社入社 1999年7月 当社立野店店長 2005年3月 当社商品統括本部青果部長 2007年3月 当社商品統括本部生鮮グループ統括部長 2007年9月 当社新業態事業部長 2009年3月 当社新店推進部長 2010年3月 当社鮮魚事業部長兼商品部長 2014年3月 当社生鮮商品統括本部長兼水産部長 2014年5月 当社取締役 2015年3月 当社マックスバリュ第一統括本部長 2019年5月 当社執行役員（現） 2019年9月 当社営業本部第四事業部長 2021年3月 当社営業本部第二事業部長 2024年3月 当社営業本部長（現） 2024年5月 当社取締役（現）		
取締役候補者の選任理由	久保田義彦氏は商品政策、新業態開発、営業の部門責任者を歴任し、豊富な経験によって培われた幅広い知見を発揮していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効的な強化を期待できるため、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。		

5 矢部 謙介

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1972年12月16日	所有する当社の株式数	100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1997年4月 株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）入社</p> <p>1999年7月 同社コンサルタント</p> <p>2002年1月 株式会社ローランド・ベルガー シニアコンサルタント</p> <p>2003年1月 同社プロジェクト・マネージャー</p> <p>2008年4月 名古屋商科大学会計ファイナンス学部准教授</p> <p>2010年4月 同大学商学部教授</p> <p>2011年4月 中京大学経営学部准教授</p> <p>2016年4月 同大学経営学部教授</p> <p>2018年5月 マックスバリュ中部株式会社（現 当社）社外取締役</p> <p>2019年9月 当社社外取締役（現）</p> <p>2020年4月 中京大学国際学部教授（現）</p> <p>2023年4月 同大学学長補佐（現）</p> <p>2023年4月 学校法人梅村学園執行役員（現）</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	矢部謙介氏は企業の経営戦略構築、中期経営計画策定支援など経営コンサルティング業務に従事された後、大学の教授を務められており、2019年9月に当社社外取締役に就任して以来、豊富な学識経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を発揮しているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外に会社経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していくだけるものと判断しております。なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって5年9か月となります。		

6 梶本 丈喜

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1957年5月14日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1981年3月 梶本機械工業株式会社（現株式会社ケーイーコーポレーション）入社</p> <p>1989年7月 同社取締役</p> <p>1993年7月 同社専務取締役</p> <p>1995年7月 同社代表取締役社長</p> <p>2012年4月 K E・O S マシナリー株式会社代表取締役社長</p> <p>2017年6月 同社取締役（現）</p> <p>2021年5月 当社社外取締役（現）</p> <p>2021年6月 株式会社ケーイーコーポレーション代表取締役会長</p> <p>2023年6月 同社会長（現）</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	梶本丈喜氏は株式会社ケーイーコーポレーションの創業家として同社の経営に長年にわたって携わられ、2021年5月に当社社外取締役に就任して以来、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもつて4年となります。		

あしわ ゆみこ
7 足羽 由美子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1959年4月1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		1990年9月 東海税理士会所属足羽会計事務所入所 2013年1月 同事務所所長（現） 2014年6月 静岡県信用金庫協会非常勤監事（現） 2015年2月 静岡市立病院評価委員会委員 2016年3月 株式会社トライアイズ社外取締役 2018年1月 株式会社ブルーム代表取締役社長（現） 2020年6月 静清信用金庫非常勤監事（現） 2021年5月 当社社外取締役（現） 2021年6月 株式会社村上開明堂社外取締役（現） 2022年5月 静岡県経営者協会非常勤監事（現）	
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要		足羽由美子氏は長年税理士として活動されているほか、人材育成を目的とした株式会社ブルームの代表者として経営に携わられ、2021年5月に当社社外取締役に就任して以来、豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。	
(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 2. 各取締役候補者の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社のイオン株式会社及びその子会社における現在及び過去10年間の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。 3. 当社は、矢部謙介、梶本丈喜、足羽由美子の各氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任につき、500万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。 4. 当社は、矢部謙介、梶本丈喜、足羽由美子の各氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出しており、各氏が再任された場合は引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。 5. 当社親会社のイオン株式会社は、保険会社との間で、複数のグループ会社の取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として応分の保険料を負担しております。今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等に関する損害を補填の対象としておりますが、故意または重過失に起因する場合は補填されません。			

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役木村正光氏、篠崎岳氏は任期満了となります。つきましては新たに監査役2名の選任をお願いいたしましたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

■監査役候補者の一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位（※1）	第63期の監査役会への出席状況	第63期の取締役会への出席状況（※2）
1	高島 亨介	— <input type="checkbox"/> 新任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外	—	—
2	篠崎 岳	監査役 <input type="checkbox"/> 再任	15回/15回	18回／18回

※1 上記の監査役候補者の地位は、2025年5月2日現在のものです。

社外 ……社外監査役候補者

※2 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

1 高島 亨

きょうすけ
介

新任

社外監査役候補者

生年月日	1969年5月7日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	<p>1998年11月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2001年9月 同社物流再構築プロジェクトチーム担当 2009年8月 イオンアイビス株式会社システム開発本部物流システムチーム担当 2013年3月 イオンビッグマレーシアシステム企画部マネージャー 2015年3月 イオンマレーシア I T & S C Mシニアマネージャー 2017年3月 イオングループホールディングス株式会社営業推進本部定期宅配事業チーム担当 2020年9月 同社監査役付 2023年5月 イオンスーパーセンター株式会社（現イオン東北株式会社）常勤監査役 2025年3月 イオングループホールディングス株式会社人事総務本部（現）</p>		
社外監査役候補者の選任理由	<p>高島亨介氏はイオングループ企業で様々な職務に携わられ、その中で培われた豊富な経験と高い見識に基づき、当社取締役の職務執行の監査を行っていただくため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

2 篠崎 岳

再任

生年月日	1968年8月3日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	<p>2002年4月 マックスバリュ九州株式会社（現イオン九州株式会社）入社 2007年9月 同社コントロール部長 2014年9月 同社経営管理部長 2016年3月 同社管理統括部長 2017年5月 同社執行役員 2019年5月 同社管理本部長 2020年9月 同社デジタルトランスフォーメーション責任者兼業務改革推進部長 2021年3月 イオン株式会社SM担当付（現） 2021年5月 当社監査役（現） 2021年5月 イオン東北株式会社監査役 2022年8月 ビオセボン・ジャポン株式会社取締役（現） 2023年5月 イオンサバール株式会社取締役（現）</p>		
監査役候補者の選任理由	<p>篠崎岳氏はイオングループ企業の要職を歴任され、その中で培われた豊富な経験と高い見識に基づき、当社取締役の職務執行の監査を行っていただくため、引き継ぎ選任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏が当社監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者の「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社のイオン株式会社及びその子会社における過去10年間及び現在の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。
3. 高島亨介氏は、当社定時株主総会日までにイオントリーテル株式会社を退職予定であります。
4. 当社親会社のイオン株式会社は、保険会社との間で、複数のグループ会社の監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社はその1社として応分の保険料を負担しております。
- 今後、当該契約は継続、更新される予定であり、各監査役候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等に関する損害を補填の対象としておりますが、故意または重大過失に起因する場合は補填されません。

以上

<取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針>

(1)取締役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、取締役会で決定しております。

①当社の企業理念、経営方針に対する理解があること。

②取締役会の議案審議に必要な知識と経験を有し、あるいは経営の監督機能発揮に必要な知見を有すること。

③経営感覚及びリーダーシップに優れていること。

④取締役にふさわしい人格及び見識を有し、心身ともに健康であること。

(2)監査役候補者の指名については次の要件に従って代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で取締役会にて決定しております。

①さまざまな分野における豊富な知識と経験を有し、会計に関する適切な知見を有しているものが1名以上とすること。

②中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保できること。

③コンプライアンス、ガバナンスの実効性を担保できること。

<社外役員の独立性基準>

マックスバリュ東海株式会社(以下「当社」という)は当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員(社外取締役及び社外監査役)が十分な独立性を有していくことが望ましいと考えます。

当社は当社における社外役員(その候補者を含む)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者を含む)が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

(1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者。(注1)

(2) 当社の議決権の10%以上の議決権を保有する株主、またはその業務執行者。

(3) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者。

①当社の主要な取引先。(注2)

②当社の主要な借入先。(注3)

③当社の議決権ベースで10%以上の株式を保有する株主。

(4) 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士。

(5) 当社から多額(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家及び、そのものが法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属するもの。

- (6) 当社から多額(注4)の寄付を受けているもの。
- (7) 社外役員の相互就任関係(注5)となる他の会社の業務執行者であるもの。
- (8) 近親者(注6)が上記(1)から(7)までのいずれか((4)から(5)までを除き重要な業務執行者(注7)に限る)に該当するもの。
- (9) 最近において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していたもの。
- (10) 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められるもの。

- (注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずるもの及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)、及び過去10年間に当社グループに所属していた業務執行者をいう。
- (注2) 主要な取引先とは、当社の売上高等の相当部分を構成する商品等の仕入先、また、当社に対する売上高等が、同社の売上高等の相当部分を構成する取引先をいう。
- (注3) 主要な借入先とは、当社の事業年度末において総資産の相当部分を構成する貸付残高を有する借入先をいう。
- (注4) 多額とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。
- (注5) 相互就任関係とは、当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
- (注6) 近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。
- (注7) 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

<取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社では、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、取締役の3分の1を独立社外取締役とともに取締役会及び取締役の業務執行の監視・監督を適切に行うため、半数以上の社外監査役からなる監査役会設置会社としております。

社内取締役においては、経営の重要な要素となる「実績・決断力・実行力・バランス感覚」はもとより、営業・商品・財務・人事・店舗開発・ガバナンス等に関する知識・経験の豊富な人材で構成しております。

また、社外取締役においては、独立性をもって多様な知見・視点を兼ね備えていることを前提に、経営経験の豊富な実務家、会計・財務・法務等の専門家、学識経験者等、当社が健全な経営を持続させるために必要な要素を盛り込み構成しております。

これら必要な実績・経験・スキルを兼ね備えた人材で構成する取締役会において、今後も継続して活発な審議と迅速な意思決定を行い、当社の経営戦略実現に向け取り組んでまいります。

事 業 報 告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の活性化が進み、雇用・個人消費の回復やインバウンド需要の増加等により景気は緩やかな回復基調を示す一方で、世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れや中国経済の停滞が国内景気を下押しするリスクが懸念されるなど、依然として先行きの不透明な状況が継続しております。当社が属する食品スーパー・マーケット業界においては、エネルギー・原材料価格の高騰に起因した食品価格の上昇に伴う消費マインド低迷の影響を受けるとともに、人件費・電気料金等のコスト負担の増加、業種・業態を超えた競争環境の激化といった経営課題も継続するなど、予断を許さない状況にあります。

このような中、当社グループは、ブランドメッセージである“想いを形に、「おいしい」でつながる。”を具現化すべく、新たに策定した中期経営計画（2024年度～2026年度）で掲げた3つの基本戦略「事業構造の変革」「テクノロジーの活用を通じた付加価値の創造」「サステナビリティ経営の推進」に取り組んでおります。また、本年度新たに制定した「サステナビリティ基本方針」に基づき、これまで以上に地域社会への貢献度を高めつつ、持続的な企業価値向上を目指した取組みを進めております。

[国内事業]

事業活動におきましては、時間帯に応じた品揃えや鮮度・出来たて商品の訴求といった基本の徹底に注力するとともに、成長力テゴリー商品の販売強化として、デリカ商品の拡充に加え、冷凍食品の品揃え拡大に向けた冷凍ケースの入替を50店舗で実施いたしました。食料品の値上げに伴う節約志向の高まりに対しては、火水曜市やお客さま感謝デーといった得意日の販促強化とともに、低価格・高品質な商品の提供に努める「トップバリュ」の展開強化に向けて、新商品・リニューアル商品、增量・値下げ商品の拡販を進めたほか、食べきり・使いきりに適した小容量商品の品揃え拡充に取り組みました。

商品面では、「じもの」（注釈1参照）商品に関する取組みとして、更なる品揃えの拡大につなげるべく、多くの店舗従業員が自店の展開商品を選定する楽しさを実感できるよう、「じもの商品大商談会」をリアルとオンラインで同時開催いたしました。また、より多くのお客さまに地域商品の魅力をお届けするため、「あなたが選ぶ！じものスター誕生」企画商品の店頭での展開に加え、新たにネットショップを活用した商品の取り扱い拡大を実施いたしました。当社の推進する「ちゃんとごはん」（注釈2参照）の取組みでは、地域とのつながりの深耕と豊かな食生活の提案に向け、「ちゃんとごはんS T U D I O」を活用し食と健康に関する情報発信や料理体験の場の提供拡大に努めたほか、産官学連携により行政や大学との共同開発弁当を販売いたしました。加えて、地域のお客さまの健康保持・増進に向け、「健康キャンペーン」を複数の店舗で開催し、健康測定や効果的な栄養摂取方法の案内を進めてまいりました。また、物流面の取組みでは、2024年問題への対応として、配送便体制の

見直しや積載効率の改善などに継続して取り組みました。

店舗展開では、2024年3月にマックスバリュ浜松新橋店（浜松市中央区）、7月にマックスバリュ大府横根店（愛知県大府市）、9月にマックスバリュエクスプレス清水町徳倉店（静岡県駿東郡清水町）、11月にマックスバリュエクスプレス伊東荻店（静岡県伊東市）とマックスバリュ豊橋富士見台店（愛知県豊橋市）の計5店舗を新規開設いたしました。加えて、既存店舗の競争力を高めるべく計16店舗にて改装を実施いたしました。そのほか3月に1店舗を閉鎖した結果、国内事業における店舗数は静岡県109店舗、愛知県56店舗、三重県48店舗、滋賀県6店舗、岐阜県8店舗、神奈川県16店舗、山梨県1店舗の計244店舗となりました。

新たな顧客接点の創出では、買物不便の解消に努めるべく、移動スーパーを新規に17台稼働し総計34台へと運行体制を拡充するとともに、既存コースの見直しを進めました。また、当社ネットショップにおける新たな販売サイトとして、「LINE ショップ」を開設いたしました。加えて、地域の様々なシーンにおける買物機会の提供に向け、ネットスーパーを新規に2拠点開設し総計28拠点体制へと拡大したほか、無人店舗「Maxマート」の新規出店を進めるとともに、「Uber Eats」を利用した商品配達サービスを拡大いたしました。また、イオンのトータルアプリである「iAEON」を通じたお得なクーポン配信など、デジタルを活用したお買い得情報の提供に努めるとともに、株式上場20周年を記念したセールやキャンペーンを実施いたしました。これらの取組みを通じて、「事業構造の変革」を進めております。

システム面では、業務の生産性向上とサービスレベルの向上を目的に、電子棚札を185店舗で導入したほか、キャッシュレスセルフレジの全店舗への導入を完了するとともに店舗ごとの増設を進めました。加えて、鮮度の高い商品の提供と発注業務の負担軽減に向け、日本気象協会が提供する気象予測データを用いた農産品の自動発注支援システムを活用し、発注精度の向上による在庫量の適正化を進めました。これらの取組みを通じて、「テクノロジーの活用を通じた付加価値の創造」を進めております。

サステナビリティ経営の推進におきましては、上記事業活動を含む財務面と下記取組みを中心とした非財務面を融合した当社のサステナビリティ基本方針を2024年4月に制定し、継続的な社内啓蒙を通じた実効性向上に取り組んでおります。

環境保全・社会貢献活動の観点では、お客さまと同じ地域社会の一員として、店舗を通じて直接お客さまと接することができる事業特性を活かしつつ、「地域社会との共生」「脱炭素社会の実現」「資源循環の促進」「生物多様性の保全」を進めております。

「地域社会との共生」については、地域の活動支援を目的に、「しづおか富士山WAON」「あいち三英傑WAON」「伊勢志摩 WAON」など計9種類のご当地WAONを発行しており、お客さまのご利用金額の一部を各自治体に贈呈いたしました。誰もが買物を楽しめる店舗づくりに向けては、新規出店・改装店舗にて、ご高齢の方やお子さまなど高い位置の商品分類表示が見えにくいお客さまのために、「フロアサイン（床面分類表示）」の導入を進めてまいりました。また、令和6年能登半島地震の復興支援を目的として、石川県の商品を販売・PRする「石川県応援フェア」開催とともに、支援募金を実施いたしました。加えて、地域の防災に関する協定締結を進めてまいりました。

「脱炭素社会の実現」に向けては、お客さまのご協力のもと、2007年より買物袋持参運動を開始しており、三重県で開催の環境フェアにてオリジナルマイバッグの作製ブースを設営し、レジ袋使用量の削減につなげてまいりました。また、再生可能エネルギーへの転換を進めるべく、PPA「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」モデルを活用した太陽光発電システムを導入いたしました。

「資源循環の促進」への取組みとして、循環型社会の構築に向け、食品トレイや紙パック、アルミ缶、ペットボトルのリサイクル資源について、店頭に回収ボックスを設置し、資源の回収と再利用に努めてまいりました。また、お客さまとともに食品ロスについて考え、地域の一員として食品ロス削減に取り組むべく、10月の食品ロス削減月間にあわせて全店舗にて「イオン フードドライブ」を実施し、お寄せいただいた食品約1.5tを各地域のフードバンク団体に贈呈いたしました。

「生物多様性の保全」のために、地域の皆さまとともに行う社会貢献活動の一環で多様な募金活動に取り組んだほか、地域に生産拠点を持つお取引先さまや地元生産者さまのご理解とご支援のもと、売上的一部分を地域の保全活動や活性化に活用いただく「ありがとうキャンペーン」活動を実施いたしました。また、持続可能な社会の実現に向け、「イオン ハートフル・ボランティア」における取組みの一環として、新入社員を含む当社従業員にて「浜名湖花博2024」の会場内でボランティア活動を実施したほか、三重県の海岸部清掃を継続的に実施いたしました。

働く環境の整備の観点では、働き方に関する意識改革・労働環境改善の取組みを継続しながら、より主体的に成長でき、働きがいにつながる社員教育・研修体制の充実に努めてまいりました。主な教育施策として、「次世代人材の育成」「理念・行動指針の浸透」「現職強化教育」「DX教育」を取り組んでおります。

「次世代人材の育成」として、新入社員のフォローアップとともに、若手社員間で双方向のコミュニケーションが可能な体制を整備すべく、「ブラザー・シスター制度」を継続いたしました。また、中核的役職である店長と次席者である副店長の育成強化に向け、市場分析や戦略立案の基礎知識、マネジメントスキルなどについて体系的に学ぶ機会を提供し、次世代を担う総合的な人材の養成に努めてまいりました。

「理念・行動指針の浸透」として、店舗・本社間における意思疎通を深めることで会社として目指すべき方向性の認識を共有すべく、本社従業員がメンターとなり店舗との情報伝達・意見交換及びビジョンの浸透を進める、「月例ミーティング」の取組みを推進いたしました。また、ビジョンの更なる浸透を図るべく、「理念浸透リーダー研修」に継続して取り組んでまいりました。

「現職強化教育」として、管理者のキャリアに対する意識向上をテーマに、「現職強化研修」を実施いたしました。また、部門担当者からリーダーを目指すうえで必要とする知識や技術を学ぶ場を提供すべく、候補者研修を実施いたしました。

「DX教育」として、従業員が備える現状のITスキルと素質の可視化を目的に、「スクールアセスメント」を実施いたしました。また、ITスキルの習得を通じて社内のDX化やITリテラシー向上を図るべく、「DXアカデミー」に継続して取り組んでまいりました。

また、人材の確保・育成に向けた取組みとして、多様な人材が活躍できるよう、新たな人事制度を導入するとともに、身だしなみの社内基準を変更するなど、一人ひとりの個性を尊

重した働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいりました。近年の物価上昇から従業員の生活を守ることで従業員満足の向上に努めるべく、二期連続で大幅な賃上げを実施いたしました。

加えて、ダイバーシティ経営推進の取組みとして、多様性のある企業風土の醸成に向け、店舗管理者を目指す女性社員を対象とした「なでしこ勉強会」を実施し、研修の一環として受講者が開発した商品を販売いたしました。健康経営推進の取組みとして、従業員の健康リテラシー向上に努めるべく、特定保健指導の受診勧奨や「健康チャレンジキャンペーン」への参加を促進してまいりました。また、経済産業省と日本健康会議が共同で行っている認定制度「健康経営優良法人」に二期連続で認定されました。

これらの取組みの結果、通期における全店売上高の前期比は103.2%、既存店売上高では102.0%となりました。なお、同対比に用いた数値は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用していない数値となります。

【連結子会社】

中国事業であるイオンマックスバリュ（広州）商業有限公司におきましては、お値打ち価格を訴求した火曜日の「超級火曜市」、美味しいごちそうメニューを提案する週末の「超級週末」の展開に加え、「10元均一」の実施による買上点数向上施策を基軸とした売上と客数の向上に取り組んでまいりました。また、地域コミュニティとの共同イベント実施に加え、セルフレジでの精算のお手伝いや駐車場までの持ち運びといったお客さまのサポートを行う「赤い帽子サービス」の活動推進など、地域密着の取組みを強化してまいりました。このほか、経営の効率化を図るべく、1店舗を閉鎖いたしました。

国内にて惣菜や米飯等を製造・加工するデリカ食品株式会社におきましては、地産域消の拡大に向けたじもの食材を使用した商品の開発に加え、トップバリュ商品の開発製造に取り組んだほか、商品改廃と製造効率の改善、教育体制の整備に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の成績は、営業収益3,774億18百万円（前期比2.9%増）、営業利益140億61百万円（同4.3%増）、経常利益140億84百万円（同4.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益93億87百万円（同12.9%増）となりました。

（注釈1）「じもの」・・・当社では、地元で長年親しまれている商品や地元企業さまが生産する商品など、それぞれの地域に根ざした商品を「じもの」と呼び、これら商品の販売活動を通じて、地域の活性化を応援しております。

（注釈2）「ちゃんとごはん」・・・当社では、お客様に健康でいきいきとした生活を送っていただくため、バランスの良い食事、すなわち“ちゃんとごはんを食べる”ことを知っていただく機会として、健康的な食生活のご提案や、食事バランスを考慮したお弁当や惣菜の紹介などに取り組んでおり、このような取組みの総称を「ちゃんとごはん」と呼んでおります。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、新店に25億22百万円、既存店舗の活性化に21億97百万円の投資を行うとともに、他の既存店舗等につきましても、電子棚札、冷凍ケースやセルフレジなどの設備の導入を進めてまいりました。これらを含めた当社グループの設備投資の総額は106億37百万円であります。これらの資金は自己資金により賄っております。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区分	第60期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	第61期 2022年3月1日から 2023年2月28日まで	第62期 2023年3月1日から 2024年2月29日まで	第63期 2024年3月1日から 2025年2月28日まで
営業収益(百万円)	354,907	351,107	366,742	377,418
営業利益(百万円)	11,296	10,302	13,482	14,061
経常利益(百万円)	11,227	10,285	13,516	14,084
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,595	6,169	8,313	9,387
1株当たり当期純利益(円)(注)1	210.53	193.82	261.06	294.51
総資産(百万円)	117,181	119,391	133,245	135,420
純資産(百万円)	69,428	73,772	80,596	88,448

当社個別の財産及び損益の状況

区分	第60期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	第61期 2022年3月1日から 2023年2月28日まで	第62期 2023年3月1日から 2024年2月29日まで	第63期 2024年3月1日から 2025年2月28日まで
営業収益(百万円)	350,390	346,137	361,880	372,500
営業利益(百万円)	11,453	10,304	13,356	14,026
経常利益(百万円)	11,362	10,302	13,385	14,051
当期純利益(百万円)	7,323	6,107	8,140	9,227
1株当たり当期純利益(円)(注)1	203.00	191.86	255.63	289.48
総資産(百万円)	114,989	117,570	131,388	133,249
純資産(百万円)	68,975	73,284	79,728	87,095

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式）により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第61期の期首から適用しております。

なお、収益認識会計基準第89－2項に定める経過的な取扱いに従って、第60期について、新たな表示方法により組替えを行つておりません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を20,363千株(議決権比率64.61%)保有いたしております。当社は親会社であるイオン株式会社を中心とするイオングループのスーパーマーケット事業における東海地区の中核企業であります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
デリカ食品株式会社	20百万円	100.00%	寿司・米飯・惣菜等の製造
イオンマックスバリュ (広州) 商業有限公司	315百万人民元	92.38%	食品スーパーマーケットの 経営

③ 親会社との取引に関する事項

資金の寄託運用

イ. 取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

計算書類の個別注記表「9. 関連当事者との取引に関する注記」に記載しました親会社との資金の寄託運用取引では、適時に資金繰計画を作成、更新する中での余剰資金について安全性が比較的高い金融商品と当該取引を比較し、より高い運用益や流動性を確保できることで当社が判断した場合に同取引を行っています。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引高及び運用益については適時に取締役会に報告されております。同取引は運用リスクが比較的に低いとされる金融機関の定期性預金等と比較して高い運用益を得ることができるとともに、流動性においても遜色はないことから、当該取引は当社の利益を害しないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見とは異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、各々の地域における食生活をより豊かにすることを使命とし、一つひとつの店舗が地域との共生に努めながら、持続的な成長を目指しております。お客様の消費動向や価値観の変化、ライフスタイルの多様化やサステナブルな社会の更なる進展など、店舗を取り巻く環境がいつそうの速度をもって変化する中、店舗はお客様や地域とのコミュニティの場としてより重要な役割を担うものと思われます。このような環境下、お客様や地域社会からのゆるぎない信頼の確立と共存共栄を図るべく以下優先的に対処すべき課題として取り組んでまいります。

①国内スーパーマーケット事業

- ・お客様の安全安心を優先した店舗運営の徹底
- ・事業部制の活用による地域密着経営の更なる深耕
- ・新規店舗出店及び既存店舗の改装による店舗競争力の強化
- ・新規事業の推進による販路の拡大
- ・デジタルの積極的な活用による業務の効率化と構造改革の推進
- ・地域商品の開発及び導入推進
- ・お客様ニーズの変化や多様化するライフスタイルに応じた商品政策の推進
- ・成長を支える人材の確保と育成
- ・お客様視点に基づく接客及びサービスレベルの質的向上
- ・配送効率の向上による強固な物流体制の構築
- ・エネルギーコストの上昇に対する省エネ投資の推進
- ・事業活動を通じた環境課題解決への貢献
- ・持続可能な地域社会の実現に向けた戦略の実行

②中国スーパーマーケット事業

- ・消費動向やニーズの変化に対応した商品政策の推進

③デリカ食品事業

- ・商品開発力の強化と供給拡大
- ・製造工程の改善、機器活用による効率的な生産体制の強化

これらの施策の着実な実行により、経営環境変化への対応を図るとともに、収益体質の改善と企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社グループの事業は、一般消費者を対象とする食料品を中心とした生活必需品の小売販売を主要業務とし、その他これに付随する業務として、店舗等の不動産賃貸業務等を営んでおります。

(7) 主要な営業所（2025年2月28日現在）

①本社 静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地1

②店舗

	マックスバリュ	マックスバリュ エクスプレス	マックスバリュ グランド	合計
静岡県	74店舗	35店舗	-	109店舗
愛知県	48店舗	6店舗	2店舗	56店舗
三重県	43店舗	5店舗	-	48店舗
神奈川県	10店舗	6店舗	-	16店舗
岐阜県	8店舗	-	-	8店舗
滋賀県	6店舗	-	-	6店舗
山梨県	1店舗	-	-	1店舗
合計	190店舗	52店舗	2店舗	244店舗

(注) 1. 上記以外にミスター・ドーナツのフランチャイズ店舗が24店舗、不二家のフランチャイズ店舗が4店舗あります。

2. 当期新設店舗

- 2024年3月 マックスバリュ浜松新橋店（浜松市中央区）
- 2024年7月 マックスバリュ大府横根店（愛知県大府市）
- 2024年9月 マックスバリュエクスプレス清水町徳倉店（静岡県駿東郡清水町）
- 2024年11月 マックスバリュエクスプレス伊東荻店（静岡県伊東市）
- 2024年11月 マックスバリュ豊橋富士見台店（愛知県豊橋市）

3. 当期閉設店舗

- 2024年3月 マックスバリュ千代田店（名古屋市中区）

③工場・流通センター

名称	所在地
長泉流通センター	静岡県駿東郡長泉町
水産一次加工所	静岡県駿東郡長泉町
長泉加工所	静岡県駿東郡長泉町
長泉工場	静岡県駿東郡長泉町
三島工場	静岡県三島市
福船工場	名古屋市中川区
北勢工場	三重県四日市市

④子会社

会社名	主要拠点	
デリカ食品株式会社	本社	三重県松阪市大口町185番地の1
	工場	1箇所
イオンマックスバリュ (広州)商業有限公司	本社	中華人民共和国広東省広州市天河区
	店舗 (中国)	5店舗(注)

(注) イオンマックスバリュ(広州)商業有限公司の店舗数は、同社の事業年度末である2024年12月31日時点のものであります。

(8) 従業員の状況(2025年2月28日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	(前連結会計年度末比)	前連結会計年度末
2,647名	(26名減)	2,673名

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員8名を含み、派遣出向社員131名、労働組合専従者9名及びパートタイマーは含まれておりません。
 2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、10,531名(前連結会計年度末比52名減)であります。(ただし、主として1日労働時間8時間換算で算出)
 3. 当社グループは、「スーパーマーケット事業」と「その他事業(ミスターードーナツ、不二家のFC事業等)」の2つを事業セグメントとしております。「その他事業」については、報告セグメントとして区分する重要性が乏しいため、「その他事業」を「スーパーマーケット事業」に結合した結果、報告セグメントが単一となるため、セグメント情報の開示は省略しております。

②当社個別の従業員の状況

区分	従業員数(前期末比)	平均年齢	平均勤続年数
男子	1,762名(34名減)	45歳6ヶ月	10年0ヶ月
女子	710名(26名増)	37歳5ヶ月	7年2ヶ月
合計または平均	2,472名(8名減)	43歳9ヶ月	9年4ヶ月

- (注) 1. 従業員数には、受入出向社員8名を含み、派遣出向社員148名(内17名は連結子会社出向)、労働組合専従者9名及びパートタイマーは含まれおりません。
 2. パートタイマーの期中平均雇用人員は、10,251名(前事業年度末比52名減)であります。(ただし1日労働時間8時間換算で算出)

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株
(2) 発行済株式の総数 31,973,848株（自己株式94,315株を含む。）
(3) 株主数 38,605名
(4) 大株主

株 主	名	持 株 数	持 株 比 率
イオン株式会社		20,363千株	63.88%
マックスバリュ東海従業員持株会		549	1.72
株式会社百五銀行		390	1.23
株式会社三十三銀行		384	1.21
三菱食品株式会社		360	1.13
株式会社ウメモト		286	0.90
竹内 晶子		184	0.58
加藤産業株式会社		182	0.57
J P モルガン証券株式会社		137	0.43
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー — 505001		122	0.38

（注）持株比率は自己株式94,315株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	神尾 啓治		イオン株式会社 執行役SM担当 ミニストップ株式会社 取締役 株式会社フジ 取締役
代表取締役社長兼社長執行役員	作道 政昭		
取締役兼執行役員	二上 芳彦	人事総務本部長	
取締役兼執行役員	齋藤 諭	経営管理本部長	
取締役兼執行役員	久保田 義彦	営業本部長	
取締役	矢部 謙介		中京大学 国際学部教授、学長補佐 学校法人梅村学園 執行役員
取締役	梶本 丈喜		株式会社ケーイーコーポレーション 会長 KE・OSマシナリー株式会社 取締役
取締役	足羽 由美子		東海税理士会所属足羽会計事務所 所長 静岡県信用金庫協会 非常勤監事 株式会社ブルーム 代表取締役社長 静清信用金庫 非常勤監事 株式会社村上開明堂 社外取締役 静岡県経営者協会 非常勤監事
常勤監査役	木村 正光		
監査役	高橋 理恵子 (現姓:田中)		弁護士 明星工業株式会社 社外取締役 監査等委員
監査役	篠崎 岳		イオン株式会社 SM担当付 ビオセボン・ジャポン株式会社 取締役 イオンサザール株式会社 取締役
監査役	熊谷 美知雄		株式会社光洋 常勤監査役

- (注) 1. 取締役矢部謙介氏、梶本丈喜氏、足羽由美子氏は、社外取締役であります。なお、当社は矢部謙介氏、梶本丈喜氏、足羽由美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 監査役木村正光氏、高橋理恵子氏、熊谷美知雄氏は、社外監査役であります。なお、当社は高橋理恵子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 取締役神尾啓治氏及び監査役篠崎岳氏が兼職しているイオン株式会社は当社の親会社であります。
4. 取締役矢部謙介氏が兼職している中京大学及び学校法人梅村学園、取締役梶本丈喜氏が兼職している株式会社ケーイーコーポレーション及びKE・OSマシナリー株式会社、取締役足羽由美子氏が兼職している足羽会計事務所、静岡県信用金庫協会、株式会社ブルーム、静清信用金庫、株式会社村上開明堂及び静岡県経営者協会、監査役高橋理恵子氏が兼職している明星工業株式会社との間に特別の関係はありません。
5. 取締役神尾啓治氏が兼職しているミニストップ株式会社及び株式会社フジ、監査役篠崎岳氏が兼職しているビオセボン・ジャ

ポン株式会社及びイオンサヴール株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。また、監査役熊谷美知雄氏が兼職している株式会社光洋は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社株式会社ダイエーの子会社であります。

6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

①就任

2024年5月23日開催の第62期定時株主総会において、久保田義彦氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。

②退任

2024年5月23日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、取締役山田憲一郎氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

③重要な兼職の異動

2024年6月20日付で、監査役高橋理恵子氏は明星工業株式会社の社外取締役監査等委員に就任しております。

7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

①地位及び担当の異動

2025年3月1日付で、取締役齋藤論氏は、取締役兼執行役員経営管理本部長から取締役兼執行役員商品本部長に異動しております。

②重要な兼職の異動

2025年3月1日付で、取締役神尾啓治氏は、イオン株式会社の執行役SM担当を退任いたしました。

8. 当社は、社外取締役矢部謙介氏、梶本丈喜氏、足羽由美子氏、社外監査役高橋理恵子氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に限定する契約をそれぞれ締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

9. 当社の親会社であるイオン株式会社は複数のグループ会社の取締役及び監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役または監査役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等に関する損害を補填の対象としておりますが、故意または重大過失に起因する場合は補填されない等、一定の免責事由があります。当該契約の保険料は、当社を含むグループ各社で適切に按分を行い、各社において負担しております。

10. 当社は執行役員制度を採用しております。当事業年度末時点の取締役兼務以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	遠 藤 真 由 美	商品本部 デリカ商品統括部長兼ダイバーシティ推進室長
執 行 役 員	藤 本 友 也	営業本部 第一事業部長
執 行 役 員	関 根 賢 一	営業本部 第四事業部長
執 行 役 員	鈴 木 充	商品本部長
執 行 役 員	中 川 誠	小型店統括部長
執 行 役 員	野 尻 義 博	経営企画本部長
執 行 役 員	古 賀 聰	営業本部 第二事業部長
執 行 役 員	木 村 達 也	営業本部 第三事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬型 ストック オプション	業績報酬	非金銭報 酬	
取締役 (うち社外取締役)	115 (12)	69 (12)	19 (-)	24 (-)	2 (-)	8 (注)1 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19 (19)	19 (19)	- (-)	- (-)	0 (0)	3 (注)2 (3)
合計 (うち社外役員)	134 (31)	88 (31)	19 (-)	24 (-)	2 (0)	11 (6)

(注) 1. 第62期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、当事業年度末の取締役（社外取締役を除く）5名のうち1名は無報酬のため、対象となる役員の員数には含まれておりません。

2. 当事業年度末の監査役4名のうち1名は無報酬であるため、対象となる役員の員数に含まれておりません。
3. 業績報酬にかかる定量評価は連結営業収益及び連結経常利益を基準にしており、2025年2月期の実績は連結営業収益377,418百万円、連結経常利益14,084百万円であり、ともに業績目標を達成しております。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、経営計画において達成すべき重要目標としているためであります。
4. 非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプション及び社宅であります。金銭及び社宅の報酬限度額、株式報酬型ストックオプションの割当ての際の条件は「② 役員等の報酬等についての定款の定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項 ア. 取締役」に記載のとおりであります。
5. 当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長兼社長執行役員作道政昭が各取締役の基本報酬及び業績報酬の具体的な金額を決定しております。これは、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役社長が適任と判断しているためであります。

② 役員等の報酬等についての定款の定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項

ア. 取締役

取締役の報酬等の限度額は、2020年5月28日開催の第58期定時株主総会において、金銭報酬及び非金銭報酬としての社宅（ただし、社外取締役は除く。）の報酬限度額を併せて年額3億1,000万円以内とし、このうち社宅は年額3,100万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）であります。

また、上記の報酬等とは別枠として、2007年5月24日開催の第45期定時株主総会において非金銭報酬としての株式報酬型ストックオプション（ただし、社外取締役は除く。）の報酬限度額を年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役0名）であります。

イ. 監査役

監査役の報酬等の限度額は、2020年5月28日開催の第58期定時株主総会において、金銭報酬及び非金銭報酬としての社宅（ただし、非常勤監査役は除く。）を併せて年額4,200万円以内とし、このうち社宅は年額420万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち非常勤監査役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬体系としております。

具体的には、金銭報酬としての基本報酬及び業績報酬、非金銭報酬としての株式報酬型ストックオプション及び社宅により構成されております。

なお、社外取締役につきましては業務執行から独立した立場であることに鑑み、基本報酬のみとしております。

イ. 金銭報酬（基本報酬及び業績報酬）に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の職責や役位に応じて個人別の評価に基づき決定しております。

業績報酬は事業年度終了後の一定の時期に支給しており、各取締役の経営への貢献度を連結経常利益による定量評価と各取締役が設定した重点施策に対する定性評価を総合的に考慮し、決定しております。

ウ. 非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション及び社宅）に関する方針

株式報酬型ストックオプションは事業年度終了後の一定の時期に支給しており、各事業年度において支給する新株予約権の数を職責及び役位に応じて設定した上で、事業年度終了後に取締役会において連結営業収益及び連結経常利益の状況による定量評価と各取締役が設定した重点施策に対する定性評価を総合的に考慮し、決定しております。

社宅は取締役会において決議された社内規程に則って支給額を決定しております。

エ. 報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬等に占める業績連動報酬の割合は一定の水準には固定していないものの、上位の役位ほど業績報酬のウエイトを高めることとしております。株式報酬型ストックオプションにつきましては、上記の金銭報酬とは別枠であり、一定の水準には固定せず、金銭報酬とのバランスを総合的に勘案し決定しております。

オ. 報酬等の決定の委任に関する事項

金銭報酬の具体的な額の決定につきましては、取締役会の決議により代表取締役社長に一任することができますとしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 矢 部 謙 介	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、豊富な学識経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取 締 役 梶 本 丈 喜	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取 締 役 足 羽 由 美 子	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、税理士及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
常勤監査役 木 村 正 光	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会15回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の役員としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 高 橋 理 恵 子 (現姓: 田中)	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会15回中すべてに出席し、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 熊 谷 美 知 雄	当事業年度中に開催された取締役会18回中すべてに、監査役会15回中すべてに出席し、取締役会においては、グループ企業の要職を歴任したことによる豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜助言・発言を行っております。また、監査役会においては、必要に応じ議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 当社の親会社または当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社または子会社から受けた役員報酬等の総額 10百万円

④ 社外取締役の役割・責務・有効活用

当社は持続的な成長と中長期的な価値向上に寄与するよう、社外取締役においては、独立性をもって多様な知見・視点を兼ね備えていることを前提に、経営経験の豊富な実務家、会計・財務・法務等の専門家、学識経験者等を独立社外取締役として2名以上の選任を行います。また、当社は独立社外取締役に対し議案の事前説明機会の確保を図るとともに、取締役会とは別に取締役との面談の機会を設け、情報共有を図ります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る監査報酬等の額	76百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る監査報酬等の額には合計金額を記載しております。
2. 当社及び当社の連結子会社であるイオンマックスバリュ（広州）商業有限公司は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているデロイトトウシュトーマツのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬9百万円を支払っております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等整備についての決議内容

当社は2025年2月13日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、次のとおり決議をしております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社に属する関係会社(以下、当社グループという。)の業務の適正を確保するための体制を整備する。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・執行役員その他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの「企業理念」、「行動指針」及びイオングループとして共有する「イオンの基本理念」をはじめとするコンプライアンス体制に係る事項を、取締役・執行役員その他使用人が法令・定款及び社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- ② 社会的責任を遵守した行動の徹底を図るため、コンプライアンス部門を所管するコンプライアンス担当執行役員を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、同部門を中心として定期的な教育研修を行い、コンプライアンスの知識を高めコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。同時に、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、役員の関与が認められるコンプライアンス上の問題等を付議し、その審議結果を取締役会・監査役会に報告する体制を敷く。また、各業務担当執行役員は、担当業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制を構築するとともに、執行役員その他使用人においても直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、内部公益通報保護規程に基づきその運用を行う。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。また、その監査結果については、内部監査部門より定期的に執行役員会・取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑤ 監査役は、当社グループの法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を、関連資料とともに保存する。
 - ア. 株主総会議事録
 - イ. 取締役会・執行役員会議事録
 - ウ. 代表取締役社長の特命により設置した委員会等議事録
 - エ. 取締役を最終決裁権者とする決裁伺い書・契約書
 - オ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - カ. 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
 - キ. その他「文書管理規程」に定める文書
- ② 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 上記の文書の保存の期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「リスクマネジメント規程」に基づき、組織横断的リスク状況の把握並びに全社的対応は総務部が行い、各業務部門のリスクについてはそれぞれ管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- ③ 内部監査部門は各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に執行役員会・取締役会及び監査役会に報告するものとする。また当監査結果に基づき、執行役員会・取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告を確保するための全社の方針手続きを定め、また定期的見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行うものとする。
- ② 財務報告の誤謬、虚偽記載に対してリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行うものとする。
- ③ 財務報告の適正性を確保するためのＩＴ環境を適正に整備し、運用を行うものとする。
- ④ 財務報告の適正性を確保するための取締役会、監査役、各組織、各従業員の役割を適正に整備し、運用を行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、執行役員会を原則週1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、決定する。また取締役会については月1回定時に開催し、執行役員会において協議した重要な議題、経営の執行方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。
- ③ 執行役員会・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する執行役員は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善整備する。

(6) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、親会社の役職員と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。
- ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
- ③ 当社は関係会社管理部門を設置し、「関係会社管理規程」に基づき管理する体制とする。また、海外を含む子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社は、子会社に対し当社内部監査部門による定期的監査を行う。
- ⑤ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本社所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。そのため、当社並びに子会社の役員及び従業員が直接通報を行うことのできる当社及びイオングループの内部通報制度を設け運用する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役は総務部所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた前項スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査部門等からの指揮命令は受けない。
- ③ 同スタッフの適切な業務の遂行のため、人事考課・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役・執行役員その他使用人が監査役に報告するための体制
取締役は監査役会に対し、次に定める事項を報告することとする。
 - ア. 毎月の経営状況として重要な事項
 - イ. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ. 重大な法令・定款違反
 - オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容
 - カ. その他コンプライアンス上の重要な事項

執行役員その他使用人は前項イ. 及びエ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

(9) 前号の報告をした者が該当報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し、前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役社長並びに執行役員を兼務する取締役、監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。
- ② 前項に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役・執行役員その他使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ③ 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受入れる機会を保障する。

7. 業務の適正を確保するための体制の主な運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- ① 「企業理念」「行動指針」の周知徹底のため、階層別のイオンの基本理念研修を実施し、コンプライアンス遵守の啓発を行っております。
- ② 「コンプライアンス統括委員会」を毎月1回定期開催し、事件・事故のモニタリング、再発防止策の検討、品質管理事故報告、労働環境管理状況報告、年間のコンプライアンスに関する活動内容を定めたコンプライアンスプログラムの決定と進捗評価等を行っております。
- ③ 店舗・本部におきまして「コンプライアンス委員会」を毎月開催しております。
- ④ 社内の相談窓口として「コンプライアンスほっとライン」、イオングループ全体の相談窓口として「イオンコンプライアンスホットライン」を設け、従業員からの様々な相談をメール・電話・FAXで受け付ける体制を整備・運用しております。また、相談内容はコンプライアンス統括委員会にて報告する運用を確立しております。

(2) 情報の保存及び管理に対する取組みの状況

株主総会、取締役会議事録及び執行役員会議事録等の重要文書については、法令並びに文書管理規程に基づき適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ① イオングループ全社的なリスク対応として、イオングループ総合防災訓練に年2回参加しております。
- ② 店舗における様々なリスクへの対応状況を確認するため、監査部門が実施する店舗業務監査を年間を通して実施しており、本年度は延べ241店舗実施しております。実施した結果の報告につきましては、定期的に執行役員会及びコンプライアンス統括委員会にて報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組み状況

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を定時12回、臨時6回開催しております。
また、上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が1回ありました。
- ② 執行役員会規程に基づき、執行役員会を本年度は45回開催しております。
- ③ 重要な業務執行等の意思決定等については、稟議決裁にて職務分掌・職務責任権限規程に基づく決裁者に決裁を受ける体制を構築しております。
- ④ 職務分掌・職務責任権限規程については適時に改定を行い適正な体制の整備・運用を行っております。
- ⑤ 執行役員制を採用し、取締役との機能分担を明確にした上で、経営の意思決定及び業務執行の迅速化並びに監督機能の強化を図っております。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正確保のための取組み状況

- ① 当社は親会社の監査を受けるとともに、当社の監査部門は親会社の監査部門と連携し当社の監査を実施しております。
- ② 当社常勤監査役は、職務上の質疑について当社子会社の経営者から直接説明を受けております。
当社常勤監査役及び当社子会社管理関係部門は、当社子会社が実施した店舗業務監査の結果について子会社監査部門責任者から説明を受けております。また、当社監査部門は当社子会社の監査を定期的に実施しており、経営陣・監査役に報告しております。
- ③ 子会社の月次の経営成績等は定時取締役会に報告されております。
- ④ 当社子会社は当社子会社経営者、各部門責任者及び当社子会社の出資者が選定する者で構成する会議を毎月開いております。関係企業管理部門員は、同会議に直接またはウエブ会議システムを介して出席しております。

(6) 監査役監査の実効性の確保

- 監査役は当社及び子会社の役職員から必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議体への出席に加え、業務執行の意思決定に係る決裁の内容を随時確認しております。
また、経営監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に情報交換を行い連携しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社のイオン株式会社による議決権の所有割合が50%を超えており、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針につきましては、特記すべき事項を定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、中長期的な成長を目指し、設備投資計画、フリー・キャッシュ・フローの状況等を勘案しつつ、経営成績を反映させた配当性向の目安を30%に置いておりますが、同時に株主の皆さまへの安定的な利益還元を図ることを経営の重要な課題として位置付けております。また配当回数につきましては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、新店投資やM&Aなど事業規模の拡大に充てるとともに、IT関連の充実・人材の育成など事業基盤の強化のための投資にも充てていく方針であります。

(当期の剰余金の配当について)

当期の剰余金の配当については、1株当たり普通配当70円に上場20周年記念配当5円を加え1株につき合計75円を予定しております。

10. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、イオングループの一員として、イオンの基本理念に基づいた「企業理念」、「行動指針」を定め、お客さま、地域社会、お取引先、株主等、様々なステークホルダーの視点から、経営の透明性・公正性、リスク管理の徹底、情報の適時開示に配慮しつつ、企業経営の効率性と経営の意思決定の迅速化を高めることで、持続的な企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	(58,686)	流動負債	(37,931)
現金及び預金	9,524	買入ス債務	26,796
売掛金	317	賞与引当金	281
商品	10,549	役員業績報酬引当金	1,076
貯蔵品	173	店舗閉鎖損失引当金	37
未収入金	8,852	未払法人税等	46
関係会社預け金	27,507	資産除去債務	1,090
その他の	1,761	その他の	8
固定資産	(76,734)	固定負債	8,594
有形固定資産	<61,682>	役員退職慰労引当金	(9,041)
建物及び構築物	25,426	買入ス債務	10
器具備品	10,131	資産除去債務	1,461
機械装置及び運搬具	231	長期預り保証金	4,206
土地	24,197	その他の	3,044
リース資産	1,629	その他の	318
建設仮勘定	66	負債合計	46,972
無形固定資産	<149>	純資産の部	
のれん	43	株主資本	(88,172)
その他の	105	資本剰余金	<2,267>
投資その他の資産	<14,902>	利益剰余金	<11,321>
投資有価証券	679	自己株式	<△224>
長期前払費用	734	その他の包括利益累計額	(263)
繰延税金資産	4,843	その他有価証券評価差額金	<166>
退職給付に係る資産	859	為替換算調整勘定	<4>
差入保証金	7,590	退職給付に係る調整累計額	<93>
その他の	203	新株予約権	(12)
貸倒引当金	△7	純資産合計	88,448
資産合計	135,420	負債・純資産合計	135,420

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位:百万円)

科 目		金額
當業 収 益		
売上 高		369,576
その他の 営業 収入		7,842
當業 収 益 合 計		377,418
売上 原価		268,629
売上 総利益		100,946
當業 総利益		108,789
販売費及び一般管理費		94,727
當業 利益		14,061
當業 外取 収益		
受取 利 息	99	
受取 配 当 金	16	
補助 金 収 入	88	
雜収 入	135	339
當業 外払 費 用		
支為 利 息	189	
固定 替資 差 損	0	
固資 産 壓縮	83	
雜損 損失	43	317
経常 利益		14,084
特別 損失		
減損 損失	753	
固定資産 除却	18	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	39	
その他	3	815
税金等調整前当期純利益		13,268
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	3,285 595	3,880
当期純利益		9,387
親会社株主に帰属する当期純利益		9,387

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剩余金	利益剩余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,267	11,324	67,330	△276	80,645
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△1,911		△1,911
親会社株主に帰属する当期純利益			9,387		9,387
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 处 分		△2		55	52
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	△2	7,476	52	7,526
当 期 末 残 高	2,267	11,321	74,807	△224	88,172

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 约 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 换 算 調 整	勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
当 期 首 残 高	136	25		△252	△90	40
当 期 变 動 額						
剩 余 金 の 配 当						△1,911
親会社株主に帰属する当期純利益						9,387
自 己 株 式 の 取 得						△2
自 己 株 式 の 处 分						52
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	△21		346	353	△28
当 期 变 動 額 合 計	29	△21		346	353	△28
当 期 末 残 高	166	4		93	263	12

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
流动資産	(57,020)	流动負債	(36,910)
現金及び預金	8,338	買未払	26,406
売掛金	197	受取	2,110
商貯品	10,190	一与	276
貯蔵品	166	業績報酬	102
前払費用	1,072	引損失	1,029
未収入金	8,853	引當	32
関係会社預金	27,507	払込	23
その他の預金	693	法消人費	4,747
固定資産	(76,228)	未払預り去債	1,078
有形固定資産	<61,321>	資産除債	394
建物	23,124	未定負債	700
構築物	2,186	関係会社事業損失引当金	8
車両	3	一括債務	(9,242)
工具	10,113	資産除去債	325
器具	24,197	期預り保証金	1,394
土地	1,629	その他の債務	4,178
建物	66	負債合計	3,026
無形固定資産	<140>	純資産の部	318
のれん	43	株主資本	(86,917)
ソフトウエア	56	資本剰余金	<2,267>
その他の資産	39	資本準備金	<12,259>
投資その他の資産	<14,766>	その他資本剰余金	3,382
投資有価証券	679	利益剰余金	8,876
関係会社株式	22	その他の利益剰余金	<72,614>
長期前払費用	733	別途積立金	72,614
繰延税金	4,868	緑越利益剰余金	63,000
差入保証金	7,547	自己株式	9,614
前払年金	720	評価・換算差額等	<△224>
その他の費用	203	その他有価証券評価差額金	(166)
貸倒引当金	△7	新株予約権	166
資産合計	133,249	純資産合計	(12)
		負債・純資産合計	87,095
			133,249

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位:百万円)

科 目		金額	
當業	収 益		
売上	高		364,666
その他の営業収入			7,834
當業 収 益 合 計			372,500
売上原価			264,798
売上総利益			99,867
當業総利益			107,702
販売費及び一般管理費			93,675
當業利益			14,026
當業外取引	収 益		
受取配当金	利 息	94	
受取補助金	当 収 入	16	
雜収入	入	83	
當業外費用		125	319
支払利息	利 息	168	
為替差損	損	0	
固定資産圧縮	縮 損	83	
雜損失	失	42	294
経常利益			14,051
特別損失	利 息		
関係会社事業損失引当金戻入額	損失	58	58
特別損失			
減損損失	失	736	
固定資産除却損	却 損	18	
関係会社出資金評価損	損	307	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	失	17	1,078
税引前当期純利益			13,031
法人税、住民税及び事業税		3,224	
法人税等調整額		579	3,803
当期純利益			9,227

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
2025年2月28日まで

(単位：百万円)

資 本 金	株 主 資 本					
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,267	3,382	8,879	12,261	57,000	8,298
当 期 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 積 立					6,000	△6,000
剰 余 金 の 配 当						△1,911
当 期 純 利 益						9,227
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△2	△2		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△2	△2	6,000	1,316
当 期 末 残 高	2,267	3,382	8,876	12,259	63,000	72,614

自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
		そ の 他 有 値 証 券	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	△276	79,551	136	136	40
当 期 変 動 額					79,728
別 途 積 立 金 の 積 立		—			—
剰 余 金 の 配 当		△1,911			△1,911
当 期 純 利 益		9,227			9,227
自 己 株 式 の 取 得	△2	△2			△2
自 己 株 式 の 処 分	55	52			52
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			29	29	△28
当 期 変 動 額 合 計	52	7,365	29	29	△28
当 期 末 残 高	△224	86,917	166	166	12
					87,095

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

マックスバリュ東海株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤達治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀場喬志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ東海株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行つた。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

マックスバリュ東海株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤達治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀場喬志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ東海株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月14日

マックスバリュ東海株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 木 村 正 光 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 高 橋 理 恵 子 ㊞

監 査 役 篠 崎 岳 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 熊 谷 美 知 雄 ㊞

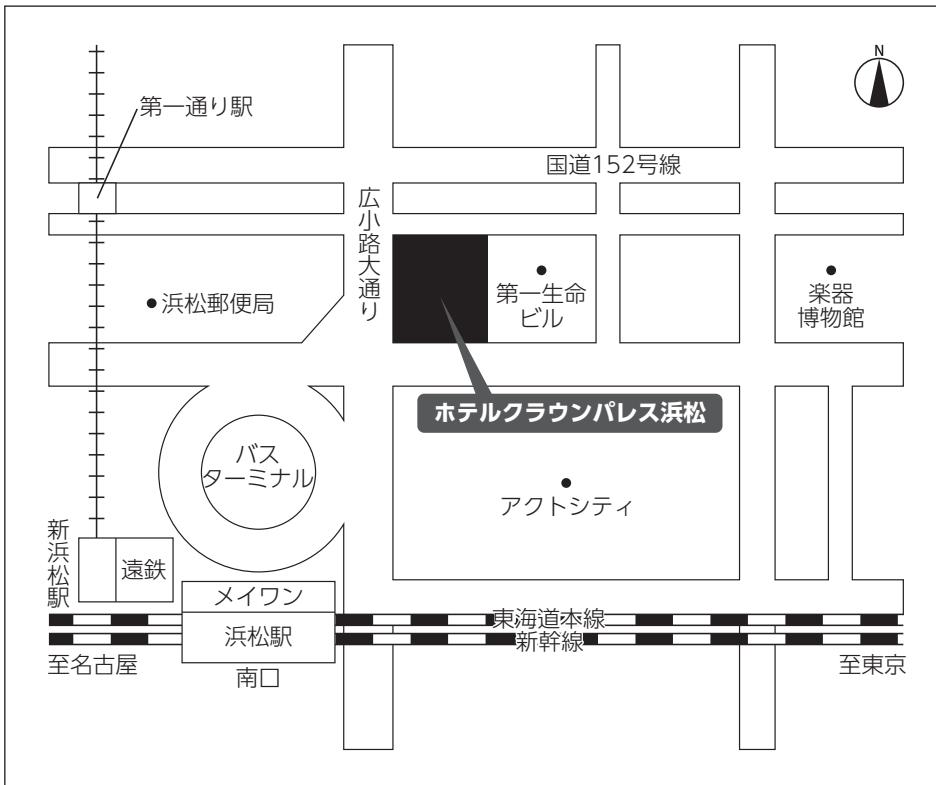
以 上

株主総会会場ご案内図

【会 場】 静岡県浜松市中央区板屋町110番地17 ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間

【T E L】 053-452-5111

●JR線 浜松駅北口より徒歩約5分



<ご注意>駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。